

## 令和6年第3回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和6年9月2日

令和6年第3回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

始めに、「東海村発足70周年記念事業の取り組みについて」でございます。

昭和30年3月31日に石神村と村松村が合併して誕生した東海村は、令和7年3月31日に発足から70年を迎えます。村では、この記念すべき節目にあたり、村民の皆さまと、これまで先人たちが築いてきた歴史を振り返るとともに、改めて郷土への誇りと愛着を醸成し、将来を展望した新たなまちづくりの契機とするため、本年度から東海村発足70周年記念事業の取り組みを始めております。

その中心となります記念式典につきましては、令和7年7月6日に東海文化センターにおいて開催することとし、今年度は村民自身の手で企画・実施するイベントなどを対象とした「東海村企画公募事業補助金」や、村内在住・在学の小中学生を対象とした「記念ロゴマーク」の募集を開始したところでございます。また、関連事業として、イオン株式会社との包括連携協定に基づき「ご当地WAONカード」を発行し、7月28日に開催された第46回東海まつりのイベントに合わせて販売を開始するなどしております。

今後は、庁内で立ち上げております「村発足70周年記念事業本

部」や、記念式典・記念事業の検討チームを中心に、村民の皆さまの記憶に残り、東海村の未来を次世代に繋げていけるような事業が展開できるよう、様々な視点から協議・検討を重ねてまいります。

次に、「J-PARCセンターとの連携協定の締結について」でございます。

村では、これまでに教育分野における協力をはじめ、ミュオンにコアプロジェクトや「T2K」の実験開始に向けた環境整備、さらには講演会の共催など、J-PARCセンターと連携・協力して様々な取り組みを行ってまいりました。

このたび、これまでの協力関係をさらに発展させ、多分野で連携協力してまちづくりを展開していくための基盤とすべく、学術研究の発信や理解増進、教育活動や地域社会の発展などを連携項目に掲げた包括的な協定を締結する運びとなりました。

正式には、今月28日に開催される「J-PARC施設公開2024」のオープニング時に協定書を取り交わす予定ですが、J-PARCとの協定締結により、官民共創のまちづくりに一層厚みが増すものと期待しているところでございます。

協定に基づく具体的な取り組みにつきましては今後検討してまいります。J-PARCは本村に立地し、世界各国からも研究者が集まる最先端の研究拠点でありますので、今回の協定をもとに、様々な企業・団体とも連携・協力した「地域共同体」で、より良い地域づくりに取り組んでまいります。

最後に、「こども・わかものを対象とした選挙啓発活動について」  
でございます。

本村では、若い世代がまちに興味を持ち、まちづくりに参画する機会を充実させる取り組みを進めておりますが、選挙管理委員会では学びと体験の機会を通して選挙をより身近なものとして感じてもらい、「若い世代が投票に行くことを習慣化」できるよう、学齢期から18歳まで切れ目のない選挙啓発活動を展開しております。

昨年度は、県立東海高校の3年生に対して主権者学習講座を実施いたしましたが、今年度は対象学年を2年生に下げて、選挙権年齢を迎えることを意識した講座の実施を予定しているほか、新たに小・中学生まで範囲を広げて、各年代に応じた取り組みを始めたところでございます。

夏休み期間中に実施した「エンジョイ・サマースクール」では、小学5・6年生を対象に、選挙の仕組みや投票の大切さを楽しみながら学ぶ出前講座を開催しました。当日は、15名の児童が総務省主権者教育アドバイザーの助言のもと、実際の投票機材を使用した模擬投票所で、視察に来られた議会運営委員の皆さまに見守られながら投票を体験していただきました。

一方、村立中学校では、近く実施される生徒会役員の選挙で、実際の投票箱や実物同様のポスター掲示板などを使用して本番さながらの投票を体験してもらうことで、将来の有権者としての意識を身につける機会を提供することができればと考えております。

また、先の東海まつりでは、東海村白バラ会との連携により、イモゾーフAMILYを候補者に見立て、来場者の皆さまにお気に入りを選んで投票してもらった「イモゾーフAMILY総選挙」を実施しました。当日は、未就学児の親子連れなど550名の方に投票を体験していただき、若年層を意識した取り組みが好評を博しました。

選挙管理委員会では、こうした取り組みが後々、選挙や政治への関心度が低いといわれる若い世代が選挙に足を運び、「投票に行くことの習慣化」につながるよう、今後ともあらゆる機会を通じて啓発活動を実施してまいります。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第13号から報告第15号までの寄附の受入れにつきましては、報告第13号は、東康建設工業株式会社 代表取締役 <sup>さわはた ひろき</sup> 澤畠 弘樹 氏 及び 環境保全事業株式会社 代表取締役 <sup>あらきだ やすはる</sup> 荒木田 泰治 氏 から、グルービー樅の木公園(神楽沢近隣公園)に設置し、来園者に快適に利用してもらうため背なしベンチ2基、スクエアベンチ1基の寄附の申出が、報告第14号は、株式会社水工エンジニアリング <sup>すいこう</sup> 代表取締役 <sup>よしかわ よしひろ</sup> 吉川 善啓 氏 から、報告第15号は、有限会社大建 <sup>だいけん</sup> 工業 代表取締役 <sup>すけがわ ゆきこ</sup> 助川 由紀子 氏 から、同じくグルービー樅の木公園(神楽沢近隣公園)に設置し、来園者に快適に利用してもらうため、それぞれ背なしベンチ1基の寄附の申出があり、これらを受け入れましたので、議会に報告するものでございます。

報告第16号 専決処分の報告につきましては、**村立東海中学校**野球部の活動中、ボールが第2駐車場に駐車中の車両に落下し、車両が破損した件に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている損害賠償の額を定め、和解することについて、専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第17号及び報告第18号 令和5年度健全化判断比率の報告及び令和5年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

報告第19号 令和5年度公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団決算等の報告につきましては、公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団から令和5年度の決算等の報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、別紙報告書のとおりでございます。

以上で行政報告といたします。